

《学校で予防すべき感染症及び出席停止の期間の基準》

	対象疾病	出席停止の基準
第1種	エボラ出血熱，クリミヤ・コンゴ出血熱，痘そう，南米出血熱，ペスト，マールブルグ病，ラッサ熱，急性灰白髄炎，ジフテリア，重症急性呼吸器症候群，中東呼吸器症候群，特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し，かつ，解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺，顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し，かつ，全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ，細菌性赤痢，腸管出血性大腸菌感染症，腸チフス，パラチフス，流行性角結膜炎，急性出血性結膜炎 その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

◎その他の感染症について◎

学校保健安全法では，第三種の「その他」の感染症として，あらかじめ特定の感染症が定められているわけではありません。出席停止についての判断は，感染症の種類や各地域，学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上，学校長，学校医の相談のもと決定する必要があります。